秋田市議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和４年６月27日

秋田市長　穂　積　　志

秋田市条例第26号

秋田市議会委員会条例の一部を改正する条例

秋田市議会委員会条例（昭和42年秋田市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第15条の次に次の１条を加える。

（委員会の開会方法の特例）

第15条の２　委員長は、重大な感染症のまん延を防止するために必要があると認めるとき又は大規模な災害の発生もしくは育児、介護その他のやむを得ない事由により委員が委員会の開会場所に参集することが困難であると認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）で委員会を開くことができる。ただし、第20条第１項の秘密会は、この限りでない。

２　前項の規定により開く委員会において、オンラインによる方法で出席を希望する委員は、あらかじめ委員長に届け出なければならない。

３　前項の規定による届出をして委員会に出席した委員は、当該委員会に出席したものとみなして、この条例の規定を適用する。

４　オンラインによる方法での委員会の開会方法その他必要な事項は、議長が別に定める。

第18条に次の１項を加える。

２　前項の委員が、第15条の２第２項の規定による届出をして委員会に出席しているときは、当該委員は、前項ただし書の規定による発言をオンラインによる方法で行うことができる。

第21条に次の１項を加える。

２　前項の規定により出席を求められた者は、オンラインによる方法で出席するときは、議長を経て、委員会にその旨を申し出なければならない。

第25条に次の１項を加える。

３　公述人は、オンラインによる方法で公聴会に出席することができる。

第28条に次の１項を加える。

２　前項ただし書の規定は、オンラインによる方法で出席する公述人については、適用しない。

第29条中第３項を第４項とし、第２項の次に次の１項を加える。

３　参考人は、オンラインによる方法で委員会に出席することができる。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。